

発行：文化市民局 市民生活部 市民総合相談課

本誌に関するお問い合わせは
075(256)1110

2008. 春号

マイズライフ 196

196号 目次	2ページ ● 特集 平成19年度「くらしの達人」入選作品★決定!!
	4ページ ● くらしの経済 最近の保険契約について
	5ページ ● すぐに使えるちえぶくろ 契約は慎重に! 生命保険のトラブル 高齢者に急増中
	6ページ ● 消費生活相談の小窓 賃貸アパートなどの敷金返還に関するトラブル
	8ページ ● トピックス ～変化した携帯電話のプラン～

多重債務で悩んでおられる方へ

～ご相談ください! 多重債務は必ず解決できます!～

多重債務相談ダイヤル

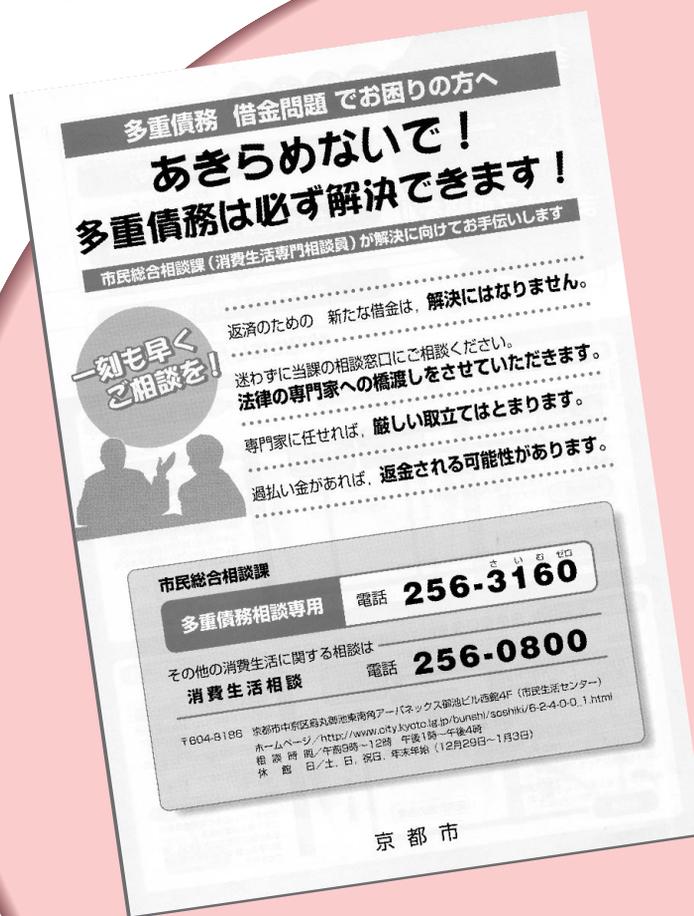
さいむゼロ

【電話】075-256-3160

- 本市では、
 - ・安心につながる情報の提供
 - ・相談員による詳細な聞き取りと弁護士会等専門相談窓口の予約など、専門家への橋渡しのための相談を行っています。
- 多重債務解決に向けたパンフレット「あきらめないで! 多重債務は必ず解決できます!」を配布しています。

掲載内容

- ・相談から解決に至る流れ
- ・「グレーゾーン金利」、「引き直し計算と過払金」についての図解
- ・債務整理に関する4つの方法についての図解
- ・民事法律扶助制度の紹介



このパンフレットは、市民総合相談課、区役所・支所などで無料配布しています。

平成19年度

「くらしの達人」
 入選作品★決定!!

消費生活に関する様々なテーマについて川柳や標語を募集しました。審査の結果、入選作品89点を決定しました。

入選者名は敬称を略し、コメントは原文のままで紹介しています。なお、ここで紹介した作品のほか、一般の部・佳作11点、子どもの部・奨励賞59点が入選しています。

一般の部 消費者川柳

京都市長賞

課題部門

(1点)

★ 運勢が良くなる壺を 買う不運

稲垣秀太郎 (右京区 55歳)

とても高価なものを買った時、すでに不運でした。



審査委員長賞

自由部門

(3点)

★ 誰にでも 地球救える エコ袋

中田荘三郎 (山科区 68歳)

レジ袋は年間500億枚使っているそうです。石油から作っているので地球環境を悪くしております。一枚でもレジ袋を止めることは誰にでも出来る地球を救う第一歩だと思います。

★ 京おんな 始末上手で メタボなし

長谷川文子 (北区 56歳)

ケチと節約とは紙一重。始末(儉約)上手で、肥満にもならず、一石二鳥に。

★ 譲られた 席はやっぱり 温かい

佐々木龍夫 (左京区 78歳)

老いて身体が不自由な身には席を譲られることが何より嬉しい、譲ってくださった方の心の温かさが直接伝わってくる思いがする。

課題部門

(1点)

★ だまされて おのれの欲を そっと恥じ

山岸 良子 (左京区 65歳)

無料でありますの呼び声につられて最後までいたらエライ目にあう。洗剤かラップをゲットしたらサッと逃げることに、欲をだしてどんどもらたら最後は高額商品をおしつけられても逃げるに逃げられません。

一般の部

①自由部門

テーマ・部門 ②課題部門 お題：悪質商法

応募状況 85名、243点

子どもの部

①エコ生活(せいかつ)のすすめ、もったいない

テーマ・部門 ②ケイタイとわたしたち

③食(た)べること

応募状況 658名、1,034点

子どもの部 小学生 標語

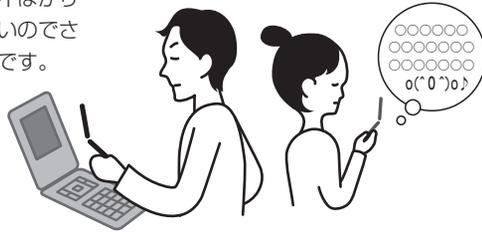
京都市長賞

テーマ② ケイタイとわたしたち (1点)

★ 話そうよ メールばかりじゃ さみしいな

手良向莉央〔錦林小学校5年生〕

最近、ケータイばかりで話さない人が多いのでさみしいということです。



子どもの部 中学生 標語

京都市長賞

テーマ② ケイタイとわたしたち (1点)

★ 画面より 目を見て心 通じ合う

野尻 幸彌〔深草中学校3年生〕

連絡などをとるのは便利だが 気持ちを伝えるのは目を見て言う方がいい。



審査委員長賞

テーマ① エコ生活(せいかつ)のすすめ,もったいない (4点)

★ 青空を ずっと残そう ぼくたちで

河本 怜也〔大枝小学校6年生〕

みんなできれいな青空を未来まで残そうと思って考えた。

★ しゃべれない 地球の気持ち 感じよう

奥村早耶乃〔室町小学校6年生〕

地球のおかげで生きていけるのに、地球のことを考えている人が少ないと私は思います。だから地球のことを考えて、地球の気持ちを考えて、地球のために取り組んでほしいという願いをこめました。

★ はじめよう 小さな努力が 地球を救う

木村 圭佑〔二条城北小学校6年生〕

改めてエコについて考えさせられました。少しずつでも、みんなができることから始めていくことがぼくは大切だと思います。

★ ぼくたちの 未来のために リサイクル

寺岡 凌〔葛野小学校4年生〕

ぼくたちの未来のためにリサイクルをしてゴミをださないようにしなければ地球おんだんかがすすんでしまうからです。それに4年生のべんきょうでリサイクルのべんきょうをしたからゴミをださないようにしようと思いました。

テーマ② ケイタイとわたしたち (1点)

★ 気をつけて 知らない間に 闇サイト

金城 克樹〔今熊野小学校6年生〕

友達がサイトに入って、40万請求されたらしいので、気を付けなといけな。

テーマ③ 食(た)べること (1点)

★ いただきます かんしゃのきもち のこさずに

伴野 勇気〔葛野小学校4年生〕

「いただきます。」のことばには、食べるぼくたちのために、ブタや魚の命をいただくことです。だから、のこさず食べる。



審査委員長賞

テーマ① エコ生活(せいかつ)のすすめ,もったいない (3点)

★ 打ち水で 暑さやわらぐ 京のまち

石田 紘章〔嵯峨中学校1年生〕

家の前に水をまくと涼しくなるので、くらしの知恵だなあと思いました。

★ 「ゴミ減らそう」 未来を変える 合言葉

高橋 侑歩〔旭丘中学校1年生〕

ごみを減らすことは地球温暖化を防ぐ第1歩です。少しの心がけが未来を変えていくという意味でつくりました。

★ もったいない 心にきざむ 合い言葉

梶原 渉〔上京中学校1年生〕

もったいないといつも思って、これからの生活に向き合っていってほしい。

テーマ② ケイタイとわたしたち (2点)

★ べんりさの 裏にかくれる 落とし穴

櫻本 慧〔深草中学校1年生〕

ケータイはべんりになってきたけど、べんりになればなるほど、悪用した犯罪が増えてきたから気を付けてほしい。

★ 分からない 相手の気持ち メールでは

倉元理津子〔月輪中学校2年生〕

メールの文字だけでは、相手が何を考えているのか思っているのが分かりません。だから、メールがすべてだと思っはいけないと思いました。

テーマ③ 食(た)べること (1点)

★ 朝ごはん おなかもニコニコ いきます!

本間ちひろ〔上京中学校1年生〕

朝ごはんをたべて、今日も1日ががんばろうということで。



最近の保険契約について

京都大学名誉教授
野村 秀和

保険金不払いの発覚

平成17年の2月に、保険金の不払いが、生命保険、損害保険の両方で発覚しました。その後も支払い漏れの事実が続き、社会問題として注目されるようになりました。金融庁は、事態を重く受け止め、保険各社へ調査を要請しました。その結果は、平成19年12月7日時点で、38社の全ての生命保険で、不払い額は964億円に達していたのです。

不払いの主な理由は、健康状態や病歴などの告知義務違反です。また、特約などで追加の保険契約をしていたのに、請求がなかったため、未払いのままにされていたためです。保険業界の常識は、請求されない保険金は、正当な権利があっても支払われないのです。

不払いの背景

このような不払いが生じる背景には、過大な販売ノルマを課す営業姿勢があります。それに拍車をかけたのが、自由化により、海外の保険会社が参入し、競争がドライになってきたことが挙げられます。

さらに、保険商品が、特約などで多様化し、第3分野保険などのように(生保と損保の中間の保険商品、例えば、医療保険、傷害保険など)複雑化してきたことがあります。日本の現状は、950種類以上の生命保険商品が存在するまでになっているのです。

契約に際して

保険契約書をきっちり読んでいる人は少なく、勧誘員に任せきりになっていることも多いでしょう。契約のときに、告知義務について十分な説明をせず、保険金の支払い請求に告知がなかったことを理由に、保険金の支払いを拒否する事例も多いのです。

また、火災保険の契約に際し、建物の構造認定の誤りや割引制度の適用がされていないなど、保険料の取りすぎの事実も見られます。

セールスの説明を鵜呑みにせず、面倒がらずに、契約を自分の目で確かめ、自衛しなければならない時代なのです。少しでも疑問に思ったことについては、市民総合相談課(市民生活センター)などに相談されることをお勧めいたします。



契約書は自分の目で
確かめましょう。

ご存知ですか？

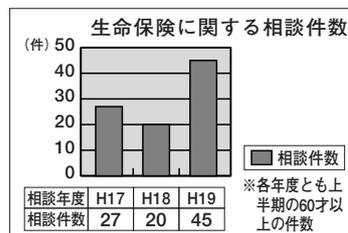
契約は慎重に！

生命保険のトラブル 高齢者に急増中

生命保険 は、

商品も多く、仕組みや各種特約など内容が年々複雑になってきており、約款などを読んでもなかなか理解できず難しいものです。

生命保険に関する相談は、近年、全国的に増加傾向にあり、市民総合相談課(市民生活センター)に寄せられる相談ワースト10でも常に上位となっています。特に高齢者からの相談は多く、契約・支払金に関するトラブルも急増しています。



エッ？ こんな内容の契約は聞いてない！



相談事例

顔なじみの生命保険会社の営業職員に「生命保険が満期を迎えたので、満期金500万円を預らせてほしい」と言われた。「預貯金のようなもの」と説明されたこともあり、お金は預金契約にしたいと常々考えていたため、契約することにした。

数日後、息子から、預金契約ではなく、個人年金保険を契約していることを知らされた。慌てて解約を申し出たら、500万円のうち20万円が減額され返金された。元本割れる商品は希望していないし、途中で解約したら元本割れをすとの説明も特になかった。(相談者:80歳代 女性)

契約内容

この保険は、保険料500万円を一時払いし、5年間据え置いた後、10年間にわたって年金として受け取る個人年金保険であった。このような保険では、解約時期や市場金利に応じて解約払戻金額が変動するため、解約払戻金額が支払った保険料を下回ることがある。

問題点

- ① 長い契約期間、中途解約で「元本割れ」
- ② 重要な契約内容について、契約者に十分説明しないまま、契約に及んでいる
- ③ 契約者の収入や資産に比べ、高額な保険料

今回の相談事例は、虚偽・不十分な説明などによる契約取消しに関するトラブルですが、ほかにも保険金や給付金の不払い、各種名義変更などのトラブルに関する相談があります。

トラブルに遭わないために

- 1 保険契約を結ぶ際には、高齢者一人での契約は避け、家族やまわりの人に相談し、内容や条件に関する説明を受け、十分理解し納得した上で、契約しましょう。
- 2 年齢や健康状態、収入を考えた上で、複数の保険商品について情報収集し、比較検討しましょう。自らのニーズに合う商品かをよく考えましょう。
- 3 もしトラブルにあったり、契約内容がおかしいと思ったら、市民総合相談課(市民生活センター)へすぐに相談しましょう。

京都市 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページ

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

[参考] 独立行政法人 国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/>

賃貸アパートなどの敷金返還に関するトラブル

春は引越しのシーズンですが、賃貸アパートなどの敷金返還に関するトラブルの相談が、毎年、多数寄せられます。

賃貸物件にお住まいの方は、以下のトラブルに十分留意され、新生活を気持ちよくスタートしましょう。



事例

10年居住の賃貸アパートを退去する予定。25万円の敷金を差し入れている。1枚のふすまに破れがあるが、家主から6枚全部の張替え費用を請求すると言われた。また10年居住していたのだから部屋が相当傷んでいるとあって、壁紙全面張替え、ふすまの張替え、ハウスクリーニング代も請求すると言われた。高額な修理代を請求されたらどうしたらよいか。

アドバイス 1

原状回復

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、一般に賃貸契約を解約した場合、借主は物件を「原状回復」して家主に返すことになっていますが、**原状回復とは、借りた当時の状態に戻すことではなく、いわゆる自然損耗、通常使用による損耗は、家主の負担であることを明確にしています。**

.....
(例) 畳、クロスの日焼けによる変色、家具の設置跡、電気製品によるクロス等の電気焼けは自然損耗として家主の負担です。通常の清掃を超えるハウスクリーニングも、次の入居者のための準備(すでに家賃として支払っている)と考えられ、家主の負担です。

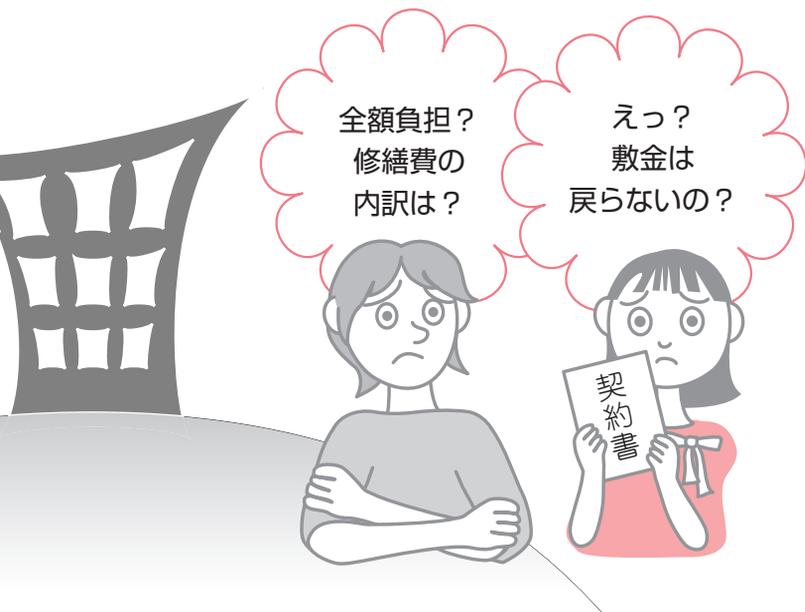
アドバイス 2

経過年数の考慮

借主が破損したり汚したりしたものは、借主の負担ですが、経過年数により設備等の価値はどんどん下がってゆき、借主が負担するべきものでも、経過年数によりその負担は軽減されることとなります。

.....
(例) クロスの場合は、6年で残存価値が10%になります(10年居住でも10%です。)





アドバイス 3

施工単位

修繕は、あくまで毀損部分の修復です。補修工事は、最低限度の施工単位を基本としています。

.....
(例) ふすま、たたみは、原則1枚単位、クロスは、1m²単位が基本ですが、毀損箇所を含む1面分まで認められています。

アドバイス 4

退去時の確認

敷金が返還されないときや敷金を超える修繕費を請求された場合は、明細書を請求しましょう。その中に自然損耗分が入っていたら差し引きしましょう。また、汚損や破損をした場合でも全額請求されていたら経過年数、施工単位で計算しなおしてみましょう。

詳細は国土交通省の「[原状回復をめぐるトラブルとガイドライン](#)」を参照してください。

国土交通省 ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

再計算によって、修繕にかかる費用が過払いになっている場合は、家主側と話し合いをしましょう。解決しないときは、**少額訴訟手続**を利用する方法もあります。

アドバイス 5

トラブルの防止策

賃貸借契約の締結時に契約書を確認し、必ず重要事項に関する説明を受け、分からないことや不審なことは、十分説明を求めましょう。また借主に不利な特約のある契約は避けましょう。

入居前に破損箇所がないか家主と共に確認し、写真を撮っておきましょう。退去時にも部屋全体の写真を撮っておけば、それを基に話し合うことができます。

居住中に建物設備が故障したときは、放置せず、その都度すみやかに家主に連絡しましょう。通常使用による故障であっても、経年により原因がわからなくなり、修繕費を請求されるなどのトラブルになるおそれがあります。

退去時の立会い時に修繕費用の見積書などに署名を求められても、安易に署名しないよう気をつけましょう。また、退去時に、自然損耗分の修繕費は支払わないことをはっきり伝えておきましょう。



少額訴訟手続とは

60万円以下の金銭支払いをめぐるトラブルに限って利用できる訴訟手続です。

原則として、1回の期日で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、直ちに判決が言い渡されます。ただし、相手方が希望する場合などは通常の訴訟手続に移行することもあります。

手続に要する費用は、訴訟の手数料(例えば、請求金額が10万円の場合は千円、30万円の場合は3千円)と裁判所に納める郵便切手代です。郵便切手は関係者に書類を送るためなどに使います。具体的には、訴状を提出する裁判所にお尋ねください。



市民総合相談課 相談のご案内

いずれの相談も無料です。お気軽にご相談ください。

消費生活相談

(訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど)

TEL 256-0800

月～金 午前9時～正午
午後1時～4時

市民生活に関する相談
(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

交通事故相談
(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

午前9時～正午
午後1時～5時

法律相談 (弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

先着順15名

第2・4水

午後6時～8時

当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制(電話可)

予約制12名
(電話可)

消費者対象の教室、
出前講座などの事業に
関するご案内

TEL 256-1110

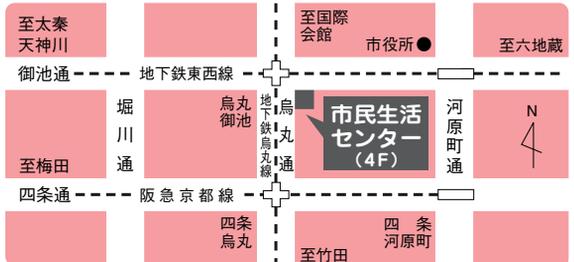
FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階 市民生活センター

休所日

土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



■地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1、3-2出口」から地上へ出てすぐ
※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用下さい。

あきらめないで!

多重債務は解決できます!

京都市では「多重債務相談ダイヤル」を設けています。

さいむゼロ

TEL.(075)256-3160

一刻も早くご相談を!

週末の緊急時の消費生活相談は



257-9002へ

クーリングオフ

※電話相談のみ 受付:土・日(年末年始除く)午前10時～午後4時

トピックス ～変化した携帯電話のプラン～



※契約はよく考え慎重に!

- ・平成19年9月総務省が携帯電話各社に「端末価格と通信料金の区分」を明確にするよう要請したことにより、各社ともプランを一新し、利用者の選択肢が広がった反面、利用者がどのプランを選択すればいいのかという点が難しくなっています。
- ・一定期間内に解約した場合、違約金や携帯電話購入価格の残額支払が求められることとなります。販売店の説明をよく聞き、十分理解した上で契約しましょう。

※携帯電話は精密機器です!

壊れやすく汗や水滴でも機能障害を起こす恐れがあり、故障しても通常は保障されているため、注意が必要です。

回覧
してください